

参考資料



- 1 東京都板橋区健康づくり推進協議会要綱
- 2 板橋区健康づくり 21 計画推進本部設置要綱
- 3 板橋区健康づくり 21 計画推進本部作業部会設置要領
- 4 いたばし健康プラン中間評価及び後期計画策定までの経過
- 5 板橋区健康づくり推進協議会・小委員会 委員名簿
- 6 板橋区健康づくり 21 計画推進本部 名簿
- 7 板橋区健康づくり 21 計画推進本部幹事会 名簿
- 8 板橋区健康づくり 21 計画推進本部作業部会 名簿

参考資料

1 東京都板橋区健康づくり推進協議会要綱

(平成9年2月28日区長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区健康づくり推進協議会条例（平成8年板橋区条例第37号。以下「条例」という。）第9条により東京都板橋区健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(身分)

第2条 協議会委員（以下「委員」という。）は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

(委員)

第3条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから委嘱する。

- (1) 医療その他関係機関を代表する者 10名以内
- (2) 学識経験のある者 10名以内
- (3) 区民を代表する者 10名以内

(委嘱手続)

第4条 委員の選任に際しては、本人から承諾書（別記様式）を徴する。

2 区長は意思決定後、委員に対し発令通知書を交付する。

(会議の公開)

第5条 会議は公開とする。ただし、協議会が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

2 会長は、傍聴人の数を制限することができる。

(傍聴人が守るべき事項)

第6条 前条により会議を公開する場合においては、傍聴人は会長の指示に従うとともに静粛を旨とし次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、傍聴人名簿に所要事項を記入し、係員の指示に従うこと。
 - (2) 会議の会場において写真等を撮影し、又は録音その他の方法により記録をとってはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た場合は、この限りではない。
 - (3) 発言に対して批判を加え、又は拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- 2 会長は、傍聴人が前項の規定に違反した場合、又は指示に従わない場合には、退場を命ずることができる。
- 3 傍聴人は、会長に退場を命ぜられたときは、速やかに退場しなければならない。
- 4 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者は会議を傍聴することはできない。

(会議録)

第7条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成し、保存するものとする。

- (1) 開催日時、会場、出席した委員等の氏名、議題、配布資料名
 - (2) 会議の概要
 - (3) その他会長が必要と認める事項
- 2 会議録は、公開とする。ただし、協議会が公開を不相当と認めるときは、この限りではない。

(小委員会)

第7条の2 協議会の円滑な運営を図るため、協議会に小委員会を設置することができる。

2 小委員会は、協議会委員の内から会長が指名した者11名以内、健康生きがい部長及び保健所長で構成する。

3 委員長は、会長が指名する。

4 委員長は、小委員会の会務を総理する。

5 副委員長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 小委員会は、条例第2条に規定する事項のうち会長が指名した事項について調査検討する。

8 小委員会は、委員長が招集する。

9 小委員会は、必要に応じて開催する。

(幹事会)

第7条の3 協議会の下に、幹事会を設置する。

2 幹事会は、別表により選出された者で構成する。

3 幹事会は、健康増進法に基づく健康増進事業の実施について協議する。

4 幹事会は、必要に応じて開催する。

(委任)

第8条 協議会の運営について、この要綱に定めのない事項は、健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成9年2月28日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成18年5月8日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年7月31日から施行する。

別表

選出範囲	選出する者（職務名）
医療関係	板橋区医師会公衆衛生理事（3名以内）
	板橋区歯科医師会（2名以内）
区職員	健康生きがい部（板橋区保健所）健康推進課長
	健康生きがい部（板橋区保健所）健康福祉センター所長（1名）
	健康生きがい部長寿社会推進課長
	健康生きがい部おとしより保健福祉センター所長

2 板橋区健康づくり 21 計画推進本部設置要綱

(平成 18 年 5 月 8 日区長決定)

(設置)

第 1 条 21 世紀における板橋区の健康づくり施策を迅速かつ重点的に推進することを目的として、板橋区健康づくり 21 計画推進本部（以下「推進本部」という）を設置する。

(組織)

第 2 条 推進本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。

- (1) 本部長は、区長とする。
- (2) 本部長は、推進本部を総理する。
- (3) 副本部長は、副区長及び教育長の職にある者をもって充てる。
- (4) 副本部長は、本部を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (5) 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第 3 条 推進本部の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 健康づくり計画の策定に関すること。
- (2) 健康づくり計画に係る諸施策の協議及び推進に関すること。
- (3) 健康づくり計画に係る行動計画の推進の総合調整に関すること。
- (4) 健康づくり計画に係る評価に関すること。
- (5) その他の健康づくり計画の推進に関わる重要な事項に関すること。

2 健康づくりの計画の推進にあたっては、必要に応じ、東京都板橋区健康づくり推進協議会の助言を得るものとする。

(会議)

第 4 条 本部長は、必要に応じて副本部長及び本部員を招集し、会議を主宰する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の関係職員を推進本部に出席させ、意見を聴くことができる。

(健康づくり推進行動計画の推進)

第 5 条 健康づくり推進に係る計画の実施については、板橋区組織規則第 8 条第 1 項に規定する部並びに教育委員会事務局で行う。

(幹事会)

第 6 条 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で構成する。
- 3 幹事長は、健康生きがい部長の職にある者をもって充てる。

- 4 幹事長は、幹事会の会務を総理する。
- 5 副幹事長は、保健所長の職にある者をもって充てる。
- 6 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を総理する。
- 7 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 8 幹事会は、本部会議に付議する事案について調査及び検討する。
- 9 幹事会は、幹事長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部の事務局は、健康生きがい部健康推進課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付則

この要綱は平成18年5月8日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成19年4月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、決定の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

付則

この要綱の一部改正は、平成24年2月1日から施行する。

付則

この要綱の一部改正は、平成29年3月1日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

本部員 (関係部長)	政策経営部長
	技術担当部長
	総務部長
	危機管理室長
	区民文化部長
	産業経済部長
	健康生きがい部長
	保健所長
	福祉部長
	子ども家庭部長
	資源環境部長
	都市整備部長
	土木部長
	会計管理室長
	教育委員会事務局次長
	地域教育力担当部長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長
	区議会事務局長

別表 2 (第 6 条関係)

幹事	地域振興課長
	スポーツ振興課長
	産業振興課長
	長寿社会推進課長
	介護保険課長
	健康推進課長
	生活衛生課長
	予防対策課長
	おとしより保健福祉センター所長
	板橋健康福祉センター所長
	福祉部管理課長
	障がい者福祉課長
	子ども政策課長
	保育サービス課長
	子ども家庭支援センター所長
	学務課長
	地域教育力推進課長
	指導室長

3 板橋区健康づくり 21 計画推進本部作業部会設置要領

(平成 29 年 2 月 6 日 健康生きがい部長決定)

(設置)

第 1 条 板橋区健康づくり 21 計画推進本部（以下「推進本部」という。）及び板橋区健康づくり 21 計画推進本部幹事会（以下「幹事会」という。）の円滑な運営を図るため、板橋区健康づくり 21 計画推進本部設置要綱（平成 18 年 5 月 8 日区長決定）第 8 条に基づき、板橋区健康づくり 21 計画推進本部作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 作業部会は、別表に定める健康生きがい部の課長又は所長の推薦を受けた職員で構成する。

- 2 作業部会に部会長を置く。
- 3 部会長は、健康生きがい部健康推進課長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、作業部会の会務を総理する。
- 5 部会長に事故あるときは、部会長が指名した職員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 作業部会は、必要に応じて部会長が招集する。

- 2 作業部会は、推進本部及び幹事会に付議する事案について調査及び検討する。
- 3 部会長は、会議の議長となる。
- 4 部会長は、必要に応じて作業部会員以外の職員の出席を求めることができる。

(事務局)

第 4 条 作業部会の事務局は、健康生きがい部健康推進課に置く。

(委任)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成 29 年 2 月 6 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

課名
長寿社会推進課長
介護保険課長
健康推進課長
予防対策課長
各健康福祉センター所長

4 いたばし健康プラン中間評価及び後期計画策定までの経過

(1) 板橋区健康づくり推進協議会

回数	開催日	検討内容
第1回	平成29年3月9日	中間評価及び後期行動計画の策定における基本方針について 区民健康意識調査等（案）について
第2回	平成29年10月10日	中間評価について
第3回	平成29年12月12日	「いたばし健康プランの中間評価及び後期行動計画の策定について（諮問事項）」の答申について

(2) 板橋区健康づくり推進協議会中間評価及び後期行動計画策定小委員会

回数	開催日	検討内容
第1回	平成29年8月24日	中間評価 現状と課題の整理・計画の構成（骨子の素案）について
第2回	平成29年10月2日	中間評価について
第3回	平成29年10月24日	後期行動計画について
第4回	平成29年11月6日	中間評価・後期行動計画（素案）について

(3) 板橋区健康づくり21計画推進本部

回数	開催日	検討内容
第1回	平成29年4月25日	中間評価及び後期行動計画の策定における基本方針について
第2回	平成29年11月15日	中間評価・後期行動計画（素案）について
第3回	平成30年1月29日	後期行動計画2022（案）について

(4) 板橋区健康づくり21計画推進本部幹事会

回数	開催日	検討内容
第1回	平成29年5月11日	中間評価及び後期行動計画の策定における基本方針について
第2回	平成29年8月21日	中間評価 現状と課題の整理・計画の構成（骨子の素案）について
第3回	平成29年9月25日	中間評価について
第4回	平成29年11月1日	中間評価・後期行動計画（素案）について
第5回	平成30年1月16日	後期行動計画2022（案）について

(5) 板橋区健康づくり 21 計画作業部会

回数	開催日	検討内容
第 1 回	平成 29 年 2 月 24 日	中間評価及び後期行動計画の策定における 基本方針（案）について 区民健康意識調査等（案）について
第 2 回	平成 29 年 6 月 16 日	中間評価及び後期行動計画の策定における 基本方針について 区民健康意識調査等について
第 3 回	平成 29 年 8 月 17 日	中間評価 現状と課題の整理・計画の構成（骨子の素案）について
第 4 回	平成 29 年 10 月 19 日	中間評価・後期行動計画（素案）について
第 5 回	平成 30 年 1 月 19 日	後期行動計画 2022（案）について 後期行動計画 2022 概要版のレイアウトについて

5 板橋区健康づくり推進協議会・小委員会 委員名簿

No.	氏名	区分	所属	協議会	小委員会	備考
1	許 俊鋭	学識経験者	東京都健康長寿医療センター センター長	会長		
2	山口 武兼		東京都保健医療公社豊島病院 院長	委員		
3	根東 義明		日本大学医学部 主任教授	委員		
4	内田 俊也		帝京大学医学部附属病院 内科学講座教授	委員	委員長	
5	北住 映二		心身障害児総合医療療育センター 所長	委員	委員	
6	宇和川 小百合		東京家政大学家政学部 准教授	委員		
7	水野 重樹	関係機関	板橋区医師会 代表理事（会長）	委員	委員	
8	土屋 昭夫		板橋区歯科医師会 会長	委員	委員	H29.5 まで
	金子 治			委員	委員	H29.8 から
9	加藤 重好		板橋区薬剤師会 理事	委員		
10	清水 邦久		板橋区食品衛生協会 副会長	委員		
11	石井 亨		板橋区環境衛生協会 会長	委員		
12	三原 和典		板橋向原幼稚園 副園長	委員	委員	
13	倉持 忠雄		板橋区民生・児童委員協議会 板橋地区会長	委員		H29.2 まで
	鈴木 明			委員		H29.3 から
14	山口 敦		板橋区立上板橋第三中学校 校長	委員		
15	長澤 淳也		株式会社タニタ ブランド統合本部 部長	委員	委員	
16	小林 英子	区民代表	板橋区町会連合会 副会長	委員	委員	
17	本部 六朗		板橋区老人クラブ連合会 副会長	委員	委員	
18	宮坂 静		板橋フリー栄養士会 副会長	委員	委員	
19	片寄 里枝子		いたばしオアシスの会	委員	委員	
20	内田 あさ子		板橋歩こう会 会計	委員	委員	
21	須藤 君子		板橋区手をつなぐ親の会 副会長	委員		
22	藤井 亜紀子		板橋区肢体不自由児者父母の会 会長	委員		
23	佐川 宣勝		健康づくりひろめ隊	委員		
24	勝井 恵子		公募委員	委員		
25	水村 由貴子		公募委員	委員		

6 板橋区健康づくり 21 計画推進本部 名簿

No.	氏名	役職	役職
1	坂本 健	板橋区長	本部長
2	橋本 正彦	副区長	副本部長
3	中川 修一	教育長	副本部長
4	太野垣 孝範	政策経営部長	本部員
5	岩田 雅彦	技術担当部長	本部員
6	堺 由隆	総務部長	本部員
7	久保田 義幸	危機管理室長	本部員
8	有馬 潤	区民文化部長	本部員
9	尾科 善彦	産業経済部長	本部員
10	渡邊 茂	健康生きがい部長	本部員
11	鈴木 眞美	保健所長	本部員
12	小池 喜美子	福祉部長	本部員
13	森 弘	子ども家庭部長	本部員
14	五十嵐 登	資源環境部長	本部員
15	杉谷 明	都市整備部長	本部員
16	老月 勝弘	土木部長	本部員
17	藤田 雅史	会計管理室長	本部員
18	矢嶋 吉雄	教育委員会事務局 次長	本部員
19	松田 玲子	地域教育力担当部長	本部員
20	七島 晴仁	選挙管理委員会事務局長	本部員
21	中村 一芳	監査委員事務局長	本部員
22	湯本 隆	区議会事務局長	本部員

7 板橋区健康づくり 21 計画推進本部幹事会 名簿

No.	氏名	所属	役職	備考
1	渡邊 茂	健康生きがい部長	幹事長	
2	鈴木 眞美	保健所長	副幹事長	
3	家田 彩子	男女社会参画課長	幹事	H29.5 から
4	赤松 健宏	地域振興課長	幹事	
5	金子 和也	スポーツ振興課長	幹事	
6	雨谷 周治	産業振興課長	幹事	
7	織原 真理子	くらしと観光課長	幹事	H29.5 から
8	近藤 直樹	長寿社会推進課長	幹事	
9	藤田 真佐子	介護保険課長	幹事	
10	新部 明	健康推進課長	幹事	
11	村山 隆志	生活衛生課長	幹事	
12	水田 渉子	予防対策課長	幹事	
13	松本 麻子	板橋健康福祉センター所長	幹事	
14	寺西 幸雄	赤塚健康福祉センター所長	幹事	H29.5 から
15	坂上 真紀	志村健康福祉センター所長	幹事	H29.5 から
16	坂井 亮	おとしより保健福祉センター所長	幹事	
17	市塚 晴康	福祉部管理課長	幹事	
18	星野 邦彦	障がい者福祉課長	幹事	
19	榎木 恭子	子ども政策課長	幹事	
20	河野 雅彦	保育サービス課長	幹事	
21	飯嶋 登志伸	子ども家庭支援センター所長	幹事	
22	長谷川 聖司	環境課長	幹事	H29.5 から
23	遠藤 宏	高島平グランドデザイン担当課長	幹事	H29.5 から
24	柴崎 直樹	みどりと公園課長	幹事	H29.5 から
25	三浦 康之	学務課長	幹事	
26	栗原 健	指導室長	幹事	
27	石橋 千広	地域教育力推進課長	幹事	

8 板橋区健康づくり 21 計画推進本部作業部会 名簿

No.	氏名	所属	職種	備考
1	新部 明	健康推進課長	事務	
2	青島 桃子	長寿社会推進課	事務	
3	吉岡 正幸	介護保険課	事務	H29.3 まで
	新留 浩洋	介護保険課	事務	
4	義本 伸子	予防対策課	心理	
5	安守 亜樹	予防対策課	保健師	
6	土井 香帆里	板橋健康福祉センター	保健師	
7	藤咲 晶子	板橋健康福祉センター	歯科衛生士	
8	丸山 素子	上板橋健康福祉センター	保健師	
9	荒張 麻美	板橋健康福祉センター	保健師	H29.3 まで
	小熊 友美	赤塚健康福祉センター	保健師	H29.4 から
10	田原 美穂	志村健康福祉センター	栄養士	H29.3 まで
	島崎 早苗	赤塚健康福祉センター	栄養士	H29.4 から
11	梨木 章代	志村健康福祉センター	保健師	
12	伊藤 麻子	高島平健康福祉センター	保健師	
13	関根 圭子	健康推進課	事務	H29.3 まで
	和田 智之	健康推進課	事務	H29.4 から
14	西尾 弘美	健康推進課	保健師	
15	岡添 美里	健康推進課	栄養士	H29.3 まで
	奥村 眸	健康推進課	栄養士	H29.4 から
16	石渡 昌之	健康推進課	事務	
17	川田 みなも	健康推進課	保健師	
18	小森 由香	健康推進課	栄養士	
19	小竹 和美	健康推進課	栄養士	
20	小林 晴臣	健康推進課	事務	
21	田中 宏典	健康推進課	事務	H29.3 まで
	小野 絢子	健康推進課	事務	H29.4 から
22	長谷川 吉信	健康推進課	事務	H29.3 まで

いたばし健康プラン後期行動計画 2022

編集 板橋区健康生きがい部健康推進課

〒173-8501 板橋区板橋二丁目 66 番 1 号

TEL 03-3579-2302 FAX 03-3962-7834

ki-kenkan@city.itabashi.tokyo.jp

平成 30 年 3 月発行

刊行物番号 29-164



板橋区 〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 URL <http://www.city.itabashi.tokyo.jp/>